

# 岬町暮らし応援商品券



## 参加協力店の届出をお願いします！



岬町が発行する暮らし応援商品券が使用できる店舗等を募集します。  
新型コロナウイルスの影響を受けた地元事業者を応援するため  
地域の消費を喚起する暮らし応援商品券の参加協力店の届出をお願いします！



8月1日を基準日として住民1人につき1冊を交付します。

**【500円券10枚綴り5000円分1冊】**

地元のお店を応援しよう♪



令和2年 【参加協力店舗 届出期間】

# 7月1日(水) ~ 7月31日(金)

※これ以降も受け付けはしています。

**募集店舗** 町内の商店、スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、飲食店、コンビニ  
クリーニング店、理・美容店、自動車販売店、建築・建設業者(リフォーム)等

**利用期間** 令和2年9月1日(火)~令和2年11月30日(月)  
上記期間を過ぎると使用できません。  
※商品券の交換または売買、現金との交換は出来ません。釣銭のお支払いは出来ません。  
※税金の支払い、ビール券や金券等の支払いには利用出来ません。

**商品券の利用は、9月1日(火)からを予定しています。**

**詳細については、「取扱いマニュアル」をお渡しします。**

**取扱いマニュアルは、町のホームページからもダウンロードできます。**

▼申込用紙提出先・問合せ先▼

岬町役場 産業観光促進課

裏面に必要事項を記入し、郵送でお申込み下さい。

住所：大阪府泉南郡岬町深日2000-1

電話：072-492-2749 FAX：072-492-5422

メール：sangyou@town.osaka-misaki.lg.jp





# 岬町事業者支援金に関するお知らせ

## 1. 岬町事業者支援金とは

国の持続化給付金、大阪府の「休業要請支援金（大阪府・市町村共同支援金）」または「休業要請外支援金」の対象とならない町内の中小法人・個人事業主に対して、経営安定・事業継続を資する支援金を支給するものです。

## 2. 支給額

1 事業者につき一律 20 万円

## 3. 対象要件

令和2年3月31日以前に開業・設立し、事業により事業収入を得ており、営業実態のある中小法人・個人事業主で、下記の①～④の4つの要件をすべて満たすことが必要です。

- ①令和2年3月31日時点で岬町内に事業所を有していること
- ②令和2年4月または5月の売上が、前年同期間比で1%以上50%未満減少しており、売上減少額が20万円以上の事業者
- ③国の持続化給付金、大阪府の休業要請支援金(大阪府・市町村共同支援金)または休業要請外支援金の対象でないこと
- ④大阪府の施設制限の要請等を受けた施設を運営している方は、令和2年4月21日から令和2年5月6日までの間、当該施設が該当する施設の使用制限の要請等を全て遵守したこと

## 4.申請手続き

### ①申請期間

令和2年7月15日(水)から同年8月12日(水)まで

### ②申請方法

支援金の申請にあたっては、岬町事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、下記記載の書類を揃えて岬町商工会の受付窓口へ提出して下さい。

- (1) 岬町事業者支援金申請要件確認書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 直近の確定申告書の写し
- (4) 令和2年4月または5月の売上減少を確認できる書類の写し  
※売上帳の写しなど。請求書、通帳の写しは不可。
- (5) 許認可などが必要な業種にあたってはそれを証する書類の写し
- (6) 振込口座通帳の写し
- (7) 印鑑証明書または本人確認書類の写し
- (8) 申請書類チェックシート

- ※ その他必要な書類等提出を求める場合があります。  
※ 平成31年4月2日以降に開業された方は必要書類について事前に岬町商工会へご確認ください。

(1)～(3)および(8)の様式は岬町ホームページにてダウンロードできます。  
また岬町商工会、岬町役場産業観光促進課内でも配布しております。

▼岬町役場ホームページ  
<http://www.town.misaki.osaka.jp/>

---

## 5.申請書類提出先 (お問合せ先)

必ず事前予約をお願いします。  
※待ち時間をなくすため予約制としております。  
ご協力をお願いします。

### 岬町商工会

住 所 岬町深日746-748

電話番号 072-492-3311

F A X 072-492-2389

平日9:00から17:30まで(平日のみ)